

耕作放棄地再生利用補助金について

◇耕作放棄地再生利用補助金 ○受付：農政課（八郷総合支所）

1.<事業要件> 作業経費が10aあたり4万円～10万円かかる荒廃程度
（ほ場に雑草等が密生している，草丈が概ね1.5m以上等）

<交付単価> 10aあたり 55,000円

2.<事業要件> 作業経費が10aあたり10万円以上かかる荒廃程度
（雑木が生えている，篠竹が生えている等，主に重機による再生）

<交付単価> 10aあたり 90,000円

※上記再生農地へ，推奨作物【エゴマ，麦，大豆，飼料用米】を作付けする場合は
交付単価に10aあたり10,000円を加算

<交付要件> 再生利用する農地の面積が10a以上であること。

（1筆内の部分的な耕作放棄地も補助金の対象）

再生する農地が自己所有地でないこと。

2年以上耕作されずに荒れている農地であること。

耕作放棄地再生後，5年間以上の作付けすること。

※伐採・除伐した草木等の野焼き行為は原則禁止です。

<交付対象> 石岡市在住の農業者または農業団体

<申請書類> 申請書，事業計画書，収支予算書，作業経費，位置図，作業前写真

<実績報告> 報告書，事業実績書，収支決算書，経費等領収書，作業中・後写真